

愛媛県日本拳法連盟 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、愛媛県日本拳法連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2条 (事務所)

本連盟の事務局は、愛媛県今治市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本連盟は、日本拳法を通じて、地域の発展を担う青少年の健全育成を図り、社会に有為な人材の育成に寄与するとともに、地域社会の発展に貢献し、あわせて会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本拳法競技大会、講習会及び講演会等の開催並びに後援
- (2) 日本拳法の普及、啓発及び指導
- (3) 日本拳法に関する調査及び研究
- (4) 関係団体との連携及び交流
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第5条 (組織)

本連盟は、愛媛県内の団体及び個人、またはこれに準ずる団体及び個人をもって組織する。

第4章 会員

第6条（会員）

本連盟の会員は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 本連盟に登録し、理事会の承認を受けた団体
- (2) 個人会員 団体会員に所属する者
- (3) 名誉会員 本連盟に功労のあった者で、理事会の承認を受けた者
- (4) 賛助会員 本連盟の趣旨に賛同し、支援する者

第7条（会員の権利と義務）

本連盟の会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1) 理事を通じて、本連盟の運営に関する意見を述べることができる。
- (2) 本連盟の主催する大会、講習会等に参加することができる。
- (3) 規約を遵守し、理事会の決議に従う義務を負う。

第8条（登録）

団体会員及び個人会員は、別に定める規程により登録しなければならない。

第9条（会費）

団体会員及び個人会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費及び加盟金は返還しない。

第10条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 本連盟の名誉を著しく損なったとき
- (3) その他会員として不相当と認められるとき

第5章 役員

第11条（役員）

本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 顧問 若干名

第12条（役員を選任）

役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において推挙する。
- (2) 副会長は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、団体会員の構成員の中から選出し、理事会において選任する。
- (4) 監事は、理事会において選任する。
- (5) 事務局長は、会長が委嘱する。

第13条（職務）

役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の企画及び運営にあたる。
- (4) 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- (5) 監事は、会計及び会務の監査を行う。

第14条（名誉会長等）

本連盟は、理事会の推薦により、会長が名誉会長、顧問又は相談役を委嘱することができる。

第15条（任期）

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第16条（会議）

本連盟の会議は、理事会とする。

第17条（理事会）

理事会は、本連盟の最高議決機関とし、会長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、年1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

第18条（理事会の議決）

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 運営方針
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

第19条（成立及び議決）

会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 書面により議決権を委任した場合は、出席とみなす。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7章 会計

第20条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条（委任）

本規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

平成22年4月1日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

会員登録ならびに年会費に関する細則

第1条（細則の目的）

本細則は、愛媛県日本拳法連盟規約第8条及び第9条に基づき、愛媛県日本拳法連盟（以下「連盟」という。）における会員ならびに団体の登録のあり方ならびに年会費の納入について定める。

第2条（個人会員）

個人会員は、連盟に個人として直接登録をした会員で、姓名、段位、現住所、生年月日、電話・メール等の連絡先などの個人情報を提供し、年会費として、毎年度 5,000 円を支払う義務を持つものとする。登録した情報に変更が生じた場合、個人会員はこれを速やかに報告し訂正する義務を負う。

第3条（団体の登録）

連盟に加盟団体として登録するには、個人会員たる代表者一名を含む5名以上をもって、団体名、所在地（稽古場ならびに事務連絡先）、指導者名を明確にし、所定の文書を持って登録することを要する。団体登録費として、毎年度 5,000 円を支払う義務を持つものとする。

第4条（団体会員）

団体会員は、連盟に所属団体を通し一括して登録された会員で、毎年度 3,000 円の年会費を支払う義務を負う。ただし、高校生の年会費は 2,000 円、中学生以下は 1,000 円とする。

第5条（年会費振込票の送付）

個人会員および各団体代表者は、原則として毎年4月末日までに、登録ならびに会費納入をしなければならない。

附則

この細則は、2020年4月1日から施行する。